

施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準

令和2年5月9日

(令和2年5月21日改訂)

1 基準の趣旨（位置づけ）について

新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県からの協力要請においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき施設の使用停止及び催物の開催停止（以下「使用停止等」という）の協力を要請している。

当該使用停止等の協力要請については、各業界団体等が感染拡大予防ガイドラインを作成し、施設がこれを適切に遵守する場合には、個別に解除することとしている。

本基準は、当該ガイドラインが適合すべき要件を規定するものである。

なお、本県では、全ての施設・事業所等において適切な感染防止対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じるよう協力を要請しているが、本基準は、こうした対策等の参考にもなるものである。

2 ガイドラインの作成・運用について

(1) 作成主体

原則として、業界団体が作成するものとする。

ただし、業界団体が存在しないなど合理的な理由が認められる場合には、各施設が作成することを妨げるものではない。

(2) 記載すべき内容

3に掲げる項目に準拠して、各業界の実態に応じて、具体的な数値、場所、取組内容等を明示して記載するものとする。

また、国による新たな基準の公表や変更等に伴い本基準が見直された場合は、必要に応じて速やかに記載内容を見直すものとする。

(3) 提出・確認

業界団体等は、5月10日（日）から5月29日（金）まで、作成したガイドラインを県に提出することができる。

県は、提出されたガイドラインの内容について、本基準に適合すると確

認できた場合には、速やかにその旨を業界団体等に通知するものとする。

(4) チェックリストの作成及び確認

各施設は、(3)において確認されたガイドラインに従って、当該施設の取り組みを確認するためのチェックリストを作成し、業界団体に提出するものとする。

業界団体は、提出されたチェックリストについて、ガイドラインに適合するか審査を行い、確認書を作成したうえで県に協議をするものとする。この場合において、県は必要な資料の提出等を求めることができる。

各施設は、チェックリストによる確認を毎日実施し、その都度業界団体に報告するものとする。この場合において、業界団体はその内容を定期的に（週1回程度）県に報告するものとする。

なお、各施設がガイドラインの作成主体となる場合には、当該施設におけるチェックリストを直接県に提出し、協議を行うものとする。

(5) 施設の使用停止等の個別解除

(4)の確認書による協議が整った施設について、使用停止等を個別に解除することとする。

ただし、当該施設において感染が確認された場合や、感染防止対策が徹底されていないことが確認された場合においては、改めて当該施設に対して休業等の協力要請を行うこととする。

(6) 公表

県は、業界団体等が作成するガイドラインの内容、対象となる施設名をホームページで公表するものとする。

業界団体等は、ガイドラインの内容、対象となる施設名をホームページ等で公表するものとする。

各施設は、ガイドラインに基づく当該施設の取り組みの概要について、出入口に掲示する等の方法により、利用者等へわかりやすく公表するものとする。

3 ガイドラインに記載すべき項目

業界団体は、ガイドラインの作成において、以下の内容に準拠するとともに、各施設における感染防止対策が効果的となるよう、可能な限り具体的に数値、場所、取り組み等を記載すること。

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

〔いずれかを満たすこと〕

- **ビル管理法※の対象施設**については、**法に基づく空気環境の調整に関する基準**が満たされているか確認するとともに、**換気設備の清掃、整備等の維持管理**を適切に行うこと。

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- **それ以外の施設**については、**一人あたり毎時 30 m³の必要換気量を確保**すること。必要換気量が足りない場合は、**一部屋あたりの人数を減らす**こと。
例 毎時 750 m³の換気設備があるため、25 人まで入場可能
- 換気設備によって必要換気量を確保できない場合は、**30 分に 1 回、5 分程度、2 方向の窓を全開**するなどの方法で必要換気量を確保すること。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- **入場者の制限**などにより混雑度を管理すること。
例 施設の入口に従業員が立ち、同時に 50 人以上は入場させない
- **滞在時間の制限**や**予約制の活用**などにより同時に多数の人が集まらないようにすること。
例 時間帯ごとに予約を受け付け、2 時間以内に退店を促す
- **動線の工夫**や**イベントの制限**などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らすこと。
例 入口から出口まで一方通行にする、タイムセールを行わない

③ 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保すること。
 - ・ 席の配置が決まっている場合は、具体的な使用基準を定めること。
例 四方の席を空ける、座席を一つおきにする
 - ・ そうでない場合には、一人あたりの専有面積を最低3㎡として施設内の人数を制限すること。
- 人と人とは対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- 近距離での会話や発声を避けること。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも周知すること。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 従業員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施すること。
例 ・ 入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す
・ 従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

⑥ 体調チェック

- 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行うこと。
発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止すること。
- 入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認を行うこと。
滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、検温を行うこと。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、**定期的に清拭消毒**を行うこと。
- トイレの**蓋を閉めて汚物を流す**ように表示すること。
- **ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止**すること。
例 上記を禁止して、ペーパータオルを設置する、個人用にタオルを準備する

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 一度に休憩する**人数を減らし、対面での食事や会話を避ける**こと。
- **常時換気**を行い、共用する物品は**定期的に消毒**すること。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- 一度に利用する**人数を減らす**、人と人との**距離を保つ**などにより、3つの密を避けること。

⑩ 清掃・消毒

- **他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所**を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて**定期的に清拭消毒**すること。
＜高頻度に接触する部位＞
テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、
キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど
- 鼻水や唾液などが付いた**ゴミは、ビニール袋に密閉**して捨てること。
ゴミを回収する人は**マスクや手袋**を着用し、脱いだ後は**石けんで手を洗う**こと。

【 施設ごとの注意点等 】

⑪ 特に大規模集客施設における注意点

- レジ等での対面接客時における距離の確保やパーテーション設置等を行うこと。

⑫ 特にホテル・旅館における注意点

- ビュッフェスタイルの会食、大皿での取り分けによる食品の提供をしないこと。

⑬ 特に屋内運動施設における注意点

- 換気にあたっては、一人あたり毎時 60 m³の必要換気量を確保すること。
- 更衣室の十分な換気を行う、ロッカーの間隔を空けるなどにより、3つの密が生じないようにすること。
- 近距離での人との接触を伴う活動は行わないこと。

⑭ 特に遊技施設における注意点

- マスク着用のうえ、十分な座席間隔を確保するとともに、入退出時や集合場所等で人と人との十分な間隔を確保すること。
- 適切な換気や客の入れ替えのタイミングでの消毒を行うこと。
- 客同士が大声で会話しないよう呼びかけるとともに、従業員が確認できるように BGM や機械の効果音を最小限にすること。

⑮ 特に遊興施設における注意点

- 原則、換気設備による換気を適切に行い、一人あたり毎時 30 m³の必要換気量を確保すること。
- 複数人が利用する場合は、一人あたりの専有面積を最低 3 m²として一部屋の人数を制限すること。
- 食事の提供は行わないこと。飲み物の提供を行う場合は、最低 2 mの対人距離を確保すること。
- カラオケなど歌唱を行う場合であっても、利用者全員がマスクを着用することを周知し、着用状況を確認すること。マイクは利用者ごとに用意すること。
- 客の入れ替えのタイミングで、他人と共有する物品や場所の清拭消毒を行うとともに、個室の十分な換気を行うこと。
- 利用時間は 2 時間以内に制限すること。
- 入場者への検温・体調確認を実施し、感染発生時に備えて利用者の連絡先を確認すること。

⑯ 緊急事態宣言の対象区域の在住者に対する利用制限

- 緊急事態宣言の対象区域※に在住する方の利用を制限すること。
- ※ 営業日現在における対象区域を確認すること。

⑰ チェックリストの作成・確認

- 業界団体は、各施設がガイドラインを遵守しているか確認するため、施設に対して、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成させるとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について報告を求めること。